

乙第1号議案から
乙第14号議案まで
認定第1号から
認定第24号まで

令和7年第5回沖縄県議会(定例会)議案 (そ の 3)

令和7年9月10日提出

沖 縄 県

目 次

議 案 番 号		ページ
乙 第 1 号 議 案	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	1
乙 第 2 号 議 案	沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例	2
乙 第 3 号 議 案	沖縄県宿泊税条例	3
乙 第 4 号 議 案	沖縄県税条例の一部を改正する条例	12
乙 第 5 号 議 案	沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	13
乙 第 6 号 議 案	沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	15
乙 第 7 号 議 案	沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	27
乙 第 8 号 議 案	工事請負契約について	28
乙 第 9 号 議 案	工事請負契約について	29
乙 第 10 号 議 案	通信線損傷事故に関する和解等について	30
乙 第 11 号 議 案	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	32
乙 第 12 号 議 案	県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について	41
乙 第 13 号 議 案	令和 6 年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	44
乙 第 14 号 議 案	沖縄県土地利用審査会委員の任命について	45
認 定 第 1 号	令和 6 年度沖縄県一般会計決算の認定について	47
認 定 第 2 号	令和 6 年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	48
認 定 第 3 号	令和 6 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	49
認 定 第 4 号	令和 6 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	50
認 定 第 5 号	令和 6 年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	51
認 定 第 6 号	令和 6 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	52
認 定 第 7 号	令和 6 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	53

目 次

議 案 番 号	議 案 名	ページ
認 定 第 8 号	令和6年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	54
認 定 第 9 号	令和6年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	55
認 定 第 10 号	令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	56
認 定 第 11 号	令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	57
認 定 第 12 号	令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	58
認 定 第 13 号	令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	59
認 定 第 14 号	令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	60
認 定 第 15 号	令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	61
認 定 第 16 号	令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	62
認 定 第 17 号	令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	63
認 定 第 18 号	令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	64
認 定 第 19 号	令和6年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	65
認 定 第 20 号	令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	66
認 定 第 21 号	令和6年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	67
認 定 第 22 号	令和6年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	68
認 定 第 23 号	令和6年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	69
認 定 第 24 号	令和6年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について	70

乙第1号議案

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「1日につき2時間を超えない範囲内で」を「1日の勤務時間の全部又は一部について」に改める。

- (1) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第56号）第17条第2項
- (2) 沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）第18条第2項
- (3) 沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）第23条第2項

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、部分休業制度が拡充されたことを踏まえ、関係条例の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

沖縄県ふるさと寄附金基金条例（令和5年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県宿泊税条例

(課税の目的)

第1条 県は、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化、観光旅客の受入れと地域住民の生活との調和、沖縄固有の歴史及び伝統文化の継承並びに自然環境の保全その他の観光の振興に関する施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第6項の規定に基づき、宿泊税を課する。

(賦課徴収)

第2条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）第1章の定めるところによる。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項	狩猟税	狩猟税及び宿泊税
第4条第3項及び第4項	及び軽油引取税	、軽油引取税及び宿泊税
第6条第1項及び第3項	及び狩猟税	、狩猟税及び宿泊税
	ゴルフ場利用税の	ゴルフ場利用税及び宿泊税の
第9条第1項	(11) 狩猟税 狩猟者の登録事務を所管する機関の所在地	(11) 狩猟税 狩猟者の登録事務を所管する機関の所在地 (12) 宿泊税 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第5項に規定する認定事業並

		びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設の所在地
第10条	この条例	この条例又は沖縄県宿泊税条例（令和 年沖縄県条例第号）
第11条	この条例	この条例若しくは沖縄県宿泊税条例
第14条	この条例	この条例又は沖縄県宿泊税条例
	並びに特別徴収	、特別徴収
	軽油引取税	軽油引取税並びに宿泊税

（納税義務者等）

第3条 宿泊税は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第5項に規定する認定事業並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「宿泊施設」という。）における宿泊に対し、その宿泊者に課する。

（課税免除）

第4条 次に掲げる宿泊に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。以下この条において「学校」という。）において教育を受ける幼児、児童、生徒若しくは学生（以下この条において「学生等」という。）又は当該学生等を引率する者が当該学校の教育活動（規則で定めるものに限る。）として宿泊する場合（学生等が在籍する学校の校長又は園長がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊
- (2) 学生等又は当該学生等を引率する者が公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体の主催する大会（教育活動又はこれに類するものに限る。）に参加す

るために宿泊する場合（規則で定める者がその旨を証明する場合に限る。）の当該宿泊（前号に掲げる宿泊を除く。）

（課税標準）

第5条 宿泊税の課税標準は、1人1泊当たりの宿泊料金（宿泊者が宿泊施設の宿泊に関して名称を問わず当該宿泊施設に支払うべき額（当該宿泊に対する宿泊補助金、宿泊助成金その他これらに類するものとして宿泊者以外の者から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額を含む。）から次に掲げる額を除いた金額をいう。）とする。ただし、当該宿泊料金が10万円を超える場合には、10万円とする。

- (1) 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用その他これらに類する利用行為の対価に相当する額
- (2) 消費税、地方消費税その他の税金に相当する額
- (3) 立替金その他宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事がこれらに準ずるものと認めるものに相当する額（税率及び税額の端数計算）

第6条 宿泊税の税率は、100分の2とする。

2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

（徴収の方法）

第7条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

（特別徴収義務者）

第8条 宿泊税の特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）は、宿泊施設の経営者とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に規定する者以外の者であって宿泊税の徴収の便宜を有するものを特別徴収義務者として指定することができる。

（特別徴収義務者としての登録等）

第9条 前条第1項に規定する特別徴収義務者は宿泊施設の経営を開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の規定により指定を受けた特別徴収義務者はその指定を受けた日から5日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の登録を申請しようとする者は、当該宿泊施設の所在地及び名称その他必要な事項を記載した規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合においては、その申請した者を特別徴収義務者として登録し、その者（以下この条において「登録特別徴収義務者」という。）に対し、規則で定める証票（以下「証票」という。）を交付する。
- 4 証票の交付を受けた者は、これを当該宿泊施設の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。
- 5 証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。
- 6 登録特別徴収義務者は、登録した事項に変更を生じた場合においては、遅滞なく、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 7 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1月以上休止しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 8 前項の規定による届出書を提出した者であって当該届出書に係る休止の期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、遅滞なく、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 9 登録特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、その廃止した日から10日以内に規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。
- 10 証票の交付を受けた者は、当該宿泊施設に係る宿泊税の特別徴収の義務が消滅した場合には、その消滅した日から10日以内にその証票を知事に返さなければならない。

（申告納入）

第10条 特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末日までの期間において徴収すべき宿泊税に係る宿泊料金の総額、税額その他必要な事項を記載した規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

- 2 特別徴収義務者が、申告納入すべき前項の税額が規則で定める金額以下であることその他の規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより知事が指定した者である場合には、同項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、同表右欄に掲げる月に提出すべき納入申告書の提出期限及び納入金の納入期限と同一の期限とする。

1月及び2月	3月
--------	----

4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月

3 前2項の規定にかかわらず、特別徴収義務者は、宿泊施設の経営を廃止した場合においては、その廃止した日から10日以内に、その廃止した日までにおいて徴収すべき宿泊税について、第1項に規定する規則で定める納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入しなければならない。

4 知事は、第2項の規定による指定をした特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第11条 知事は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による還付又は納入義務の免除を申請しようとする特別徴収義務者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明することができる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置をとるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第12条 特別徴収義務者は、宿泊施設ごとに帳簿を備え、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者

数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税額その他知事が必要と認める事項を帳簿に記載し、かつ、当該帳簿を当該帳簿の使用が終わった日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

- 2 特別徴収義務者は、宿泊に当たって作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額が記載されているものその他の知事が必要と認める書類を作成し、かつ、当該書類を当該宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から3月を経過した日から5年間保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電磁的記録による保存等)

第13条 特別徴収義務者は、前条第1項の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿（以下「関係帳簿」という。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

- 2 特別徴収義務者は、前条第2項の規定により作成及び保存をしなければならない書類（以下「関係書類」という。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

- 3 前項に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類（規則で定めるものを除く。）の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき（当該関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(帳簿及び書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第14条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該

関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム（電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。）による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第1項の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は同条第2項の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

（電磁的記録等に対する規定の適用）

第15条 第13条第1項、第2項若しくは第3項前段又は前条各項のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対するこの条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

（帳簿の記載義務違反等に関する罪）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第4項の規定に違反して証票を掲示しなかった者又は第5項の規定に違反して証票を他人に貸し付け若しくは譲り渡した者
- (2) 第9条第10項の規定に違反して証票を知事に返さなかった者
- (3) 第12条第1項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な理由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同項の帳簿を隠匿した者
- (4) 第12条第1項の規定に違反して帳簿を5年間保存しなかった者

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第5項及び第6項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

(経過措置)

- 3 施行日前に宿泊施設の経営をし、かつ、この条例の施行後引き続き宿泊施設の経営をしようとする者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなす。

(税率の特例)

- 4 市町村が地方税法第5条第3項又は第7項の規定により宿泊に対して税を課する場合には、当該市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に対する第6条第1項の規定の適用については、同項の規定中「100分の2」とあるのは、「100分の0.8」とする。

(事務処理の特例)

- 5 附則別表に掲げる市町村の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に対して課する宿泊税の賦課徴収に関する事務は、地方税法第20条の3第1項ただし書の規定に基づき当該市町村が処理することとする。

(準備行為)

- 6 第8条第2項の規定による特別徴収義務者の指定及び第9条第3項の規定による特別徴収義務者の登録並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前

においても、第8条第2項及び第9条第3項の規定の例により行うことができる。

(検討)

- 7 知事は、令和11年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を
勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に
基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則別表（附則第5項関係）

石垣市

宮古島市

本部町

恩納村

北谷町

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、安全
かつ安心して快適な観光の実現、旅行者の受入れの体制の充実強化その他の観光の振興に
関する施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項ただし書中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1中1の項から4の項までを削り、5の項を1の項とし、6の項を2の項とし、7の項から9の項までを削り、10の項を3の項とする。

別表第2の1の項中「高等学校等又は高等学校専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号。以下「準法定事務等を定める命令」という。）本則の表第8の項の下欄に掲げる事務及び第9の項の下欄に掲げる事務」に改め、「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表2の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第7の項の下欄に掲げる事務」に改め、「による」の前に「（平成22年法律第18号）」を加え、同表4の項中「生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第1の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表8の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第7の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表9の項中「、高等学校等」を「、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等をいう。）」に改める。

別表第3の1の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第7の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表3の項中「生活保護法の規定に準じて外国人に対し行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第1の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表5の項中「高等学校等又は高等学校専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第8の項の下欄に掲げる事務及び第9の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表6の項中「高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第7の項の下欄に掲げる事務」に改め、同表7の項中「高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する事務」を「準法定事務等を定める命令本則の表第11の項の下欄に掲げる事務」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されたことを踏まえ、個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務のうち、準法定事務と重複することとなった事務を廃止する等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例

第1条中「奥武山総合運動場」を「次条に規定する沖縄県スポーツ施設」に改める。

第2条第1項中「奥武山総合運動場」を「沖縄県スポーツ施設」に改め、同条第2項の表以外の部分中「奥武山総合運動場の体育施設（以下「体育施設」という。）」を「沖縄県スポーツ施設のスポーツ施設（以下「スポーツ施設」という。）」に、「次」を「次の表」に改め、同項の表に次のように加える。

自転車競技場	北中城村字渡口2116番地
--------	---------------

第3条（見出しを含む。）並びに第4条第3号及び第4号中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第6条第1項中「体育施設」を「スポーツ施設」に改め、同項第4号中「奥武山総合運動場」を「沖縄県スポーツ施設」に改め、同条第2項中「奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会」を「奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会」に改める。

第8条第1項及び第9条中「体育施設」を「スポーツ施設」に改める。

第19条中「奥武山総合運動場」を「沖縄県スポーツ施設」に改める。

別表第1の表中

奥武山水泳プール	4月29日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで	を
----------	------------------------------	---

--	--

奥武山水泳プール	4月29日から10月31日まで 午前9時から午後9時まで
自転車競技場	午前9時から午後7時（5月1日から8月31日までの間は、午後8時）まで

に

改める。

別表第2第1項第1号の表中

2,730円	2,730円	5,500円	810円
5,500円	5,500円	11,000円	1,630円
2,750円	2,750円	5,500円	810円

を

4,090円	4,090円	8,180円	1,210円
8,250円	8,250円	16,500円	2,440円
4,120円	4,120円	8,240円	1,210円

に、

11,000円	11,000円
---------	---------

22,000円	3,300円	を	16,500円	16,500円	33,000円	4,950円	に改め、
---------	--------	---	---------	---------	---------	--------	------

同項第2号の表中「40円」を「60円」に、「400円」を「600円」に、「80円」を「120円」に、「800円」を「1,200円」に、

	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた基準額に10分の7を乗じて得た額
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円
	一般・学生	1人1回につき60円
	高齢者	1人1回につき30円

を

	200人以上の場合	1人につき個人利用の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間又は回数券の区分に応じた基準額に10分の7を乗じて得た額	に
--	-----------	---	---

改め、同項第3号の表を次のように改める。

区分	基準額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
場内放送装置	1,650円	1,650円	3,300円	790円

別表第2第1項第4号の表を次のように改める。

種類	基準額（1回につき）
棒高跳用一式	150円
走高跳用一式	150円
決勝審判台	150円
着地測定器	150円
移動障害物一式	150円
サッカーゴール一式	100円
上記以外のもの1点につき	60円

別表第2第2項の表中	620円	620円	1,250円	170円	を
	1,250円	1,250円	2,500円	340円	
	620円	620円	1,250円	170円	

「

--	--	--	--

」

「

930円	930円	1,860円	250円
1,870円	1,870円	3,740円	510円
930円	930円	1,860円	250円

」

に、「2,510円」を「3,760円」に、「5,0

40円」を「7,520円」に、「750円」を「1,120円」に改め、別表第2第3項第1号の表中

「

700円	700円	1,410円	180円
1,460円	1,460円	2,930円	390円
730円	730円	1,460円	190円

」

を

「

1,050円	1,050円	2,100円
2,190円	2,190円	4,380円
1,090円	1,090円	2,180円

」

270円
580円
280円

に改め、同項第2号の表中「160円」を「240円」に、「180円」を「270円」

に、「340円」を「510円」に、「390円」を「580円」に、「170円」を「250円」に、「190円」を「280円」に改め、同項第3号の表中「650円」を「970円」に、「1,310円」を

「1,940円」に、

310円

を

460円

に、「260円」を「390円」に、「530円」

を「780円」に、「125円」を「180円」に、「20円」を「30円」に、「40円」を「60円」に、「160円」を「240円」に改め、別表第2第4項第1号の表中「460円」を「690円」に、「930円」を「1,390円」に、「990円」を「1,480円」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同項第2号の表中「100円」を「150円」に、「1,000円」を「1,500円」に、「200円」を「300円」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同項第3号の表中

「

場内放送装置	1,100円	1,100円	2,200円	530円
--------	--------	--------	--------	------

」

会議室	530円	530円	1,100円	530円
-----	------	------	--------	------

を

場内放送装置	1,650円	1,650円	3,300円	790円
会議室	790円	790円	1,580円	790円
記録室	790円	790円	1,580円	790円
トレーニング室	930円	930円	1,860円	930円
屋外照明（25メートルプール）	1時間につき720円			
屋外照明（50メートルプール）	1時間につき1,440円			

に

改め、同項に次の2号を加える。

(4) 用具の利用料金

種類	基準額（1回につき）
競泳用コースロープ9本（50メートルプール用）	2,420円
競泳用タイムシステム一式（25メートルプール用）	6,820円
競泳用タイムシステム一式（50メートルプール用）	17,030円

(5) 冷房利用料金

区分	基準額（1時間につき）
会議室	280円
記録室	280円
トレーニング室	330円

別表第2第5項第1号アの表中「15,150円」を「22,720円」に、「30,320円」を「45,440円」に、「4,150円」を「6,220円」に、「18,490円」を「27,730円」に、「36,990円」を「55,460円」に、「5,070円」を「7,600円」に、「25,150円」を「37,720円」に、「50,320円」を「75,440円」に、「6,900円」を「10,350円」に、「104,180円」を「156,270円」に、「208,370円」を「312,540円」に、「28,640円」を「42,960円」に改め、同号イの表中「4,110円」を「6,160円」に、「8,230円」を「12,320円」に、「1,130円」を「1,690円」に、「3,570円」を「5,350円」に、「7,160円」を「10,700円」に、「970円」を「1,450円」に、「1,630円」を「2,440円」に、「3,300円」を「4,880円」に、「550円」を「820円」に、「610円」を「910円」に、「1,240円」を「1,820円」に、

「

200円

」を「

300円

」に、「5,220円」を「7,830円」に、「10,460円」を

「15,660円」に、「1,420円」を「2,130円」に、「5,430円」を「8,140円」に、「10,890円」を「16,280円」に、「1,480円」を「2,220円」に、「2,200円」を「3,300円」に、

「4,400円」を「6,600円」に、「

700円

」を「

1,050円

」に、「820円」を「1,

230円」に、「1,650円」を「2,460円」に、「260円」を「390円」に、「6,410円」を「9,610円」に、「12,840円」を「19,220円」に、「3,520円」を「5,280円」に、「26,700円」を「40,050円」に、「53,420円」を「80,100円」に、「7,330円」を「10,990円」に改め、同項第2号の表中「90円」を「130円」に、「900円」を「1,350円」に、「160円」を「240円」に、「1,600円」を「2,400円」に改め、同項第3号アの表中「12,440円」を「18,660円」に、「24,910円」を「37,320円」に、「3,410円」を「5,110円」に、「1,230円」を「1,840円」に、「2,470円」を「3,680円」に、「600円」を「900円」に、「11,340円」を「17,010円」に、「22,710円」を「34,020円」に、「3,110円」を「4,660円」に、

「

役員室	310円	310円	650円	100円
控室	310円	310円	650円	100円

」を

「

役員室	460円	460円	920円	150円
-----	------	------	------	------

」

控室	460円	460円	920円	150円
照明設備	全点灯 1時間につき3,720円			
	4分の3点灯 1時間につき2,820円			
	2分の1点灯 1時間につき1,620円			
	4分の1点灯 1時間につき1,140円			

に

改め、同号イの表中「1,230円」を「1,840円」に、「2,470円」を「3,680円」に、「600円」を「900円」に、「580円」を「870円」に、「1,180円」を「1,740円」に、「160円」を「240円」に、

修養室	310円	310円	650円	100円
役員室（相撲場）	310円	310円	650円	100円

を

修養室	460円	460円	920円	150円
役員室（相撲場）	460円	460円	920円	150円
師範室	130円	130円	260円	40円
照明設備（第一錬成道場）	全点灯 1時間につき1,050円			
	4分の3点灯 1時間につき690円			
	2分の1点灯 1時間につき510円			
	4分の1点灯 1時間につき270円			
照明設備（第二錬成道場）	全点灯 1時間につき1,500円			
	4分の3点灯 1時間につき1,050円			

に

	2 分の 1 点灯 1 時間につき 750 円
	4 分の 1 点灯 1 時間につき 450 円
照明設備（第三錬成道場）	全点灯 1 時間につき 1,500 円
	4 分の 3 点灯 1 時間につき 1,080 円
	2 分の 1 点灯 1 時間につき 720 円
	4 分の 1 点灯 1 時間につき 360 円
屋外照明（クライミングウォール（リード））	1 時間につき 180 円
屋外照明（クライミングウォール（ボルタリング））	1 時間につき 120 円

改め、同項第 4 号の表を次のように改める。

種類	基準額（1 回につき）
電光表示装置一式	790 円
ハンドボールゴール一式	310 円
移動式バスケット台一式	310 円
バドミントン用支柱一式	150 円
卓球台一式	150 円
バレーボール用支柱一式	150 円
長机 1 台	70 円
椅子 1 脚	10 円

別表第 2 第 5 項第 5 号中「（専用利用の場合）」を削り、同号アの表中「12,220 円」を

「18,330円」に、「100円」を「150円」に改め、同号イの表中「1,750円」を「2,620円」に、「550円」を「820円」に、「160円」を「240円」に、「220円」を「330円」に、「100円」を「150円」に改め、同表に次のように加える。

師範室	40円
-----	-----

別表第2第6項を次のように改める。

6 奥武山弓道場

(1) 専用利用の利用料金

区分		基準額			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	3,690円	3,690円	7,380円	1,240円
	一般・学生	4,950円	4,950円	9,900円	1,860円
	高齢者	3,690円	3,690円	7,380円	1,240円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の児童・生徒、一般・学生又は高齢者の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額	
	9時～17時	時間外
児童・生徒	1人2時間につき80円 回数券（11枚）800円	1人1時間につき60円 回数券（11枚）600円
一般・学生	1人2時間につき170円 回数券（11枚）1,700円	1人1時間につき120円 回数券（11枚）1,200円

高齢者	1 人 2 時間につき 80 円 回数券（11 枚） 800 円	1 人 1 時間につき 60 円 回数券（11 枚） 600 円
-----	-------------------------------------	-------------------------------------

(3) 施設設備の利用料金

種類	基準額			
	9 時～13 時	13 時～17 時	9 時～17 時	時間外（1 時間につき）
ミーティング室	190 円	190 円	380 円	190 円
審判控室	100 円	100 円	200 円	100 円
屋外照明（遠的場）	1 時間につき 300 円			
屋外照明（近的場）	1 時間につき 90 円			

(4) 冷房利用料金

区分	基準額（1 時間につき）
ミーティング室	70 円
審判控室	40 円

別表第 2 第 7 項第 1 号の表中

620 円	620 円	1, 250 円	170 円
1, 250 円	1, 250 円	2, 500 円	340 円
620 円	620 円	1, 250 円	170 円

を

930 円	930 円	1, 860 円	250 円
1, 870 円	1, 870 円	3, 740 円	510 円

に、「2, 510 円」を「3, 760 円」に、「5, 0

930円	930円	1,860円	250円
------	------	--------	------

40円」を「7,520円」に、「750円」を「1,120円」に改め、同項第3号の表中「260円」を「390円」に、「530円」を「780円」に、「100円」を「150円」に、「20円」を「30円」に改め、別表第2第8項第1号の表中「8,730円」を「13,090円」に、「17,480円」を「26,220円」に改め、同項第2号の表中「220円」を「330円」に、「2,200円」を「3,300円」に、「11,000円」を「16,500円」に、「450円」を「670円」に、「4,500円」を「6,750円」に、「22,500円」を「33,750円」に、「2,250円」を「3,370円」に、「11,250円」を「16,870円」に改め、同項の次に次の1項を加える。

9 自転車競技場

(1) 専用利用の利用料金

区分	基準額			
	9時～12時	12時～15時	15時～18時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	2,910円	2,910円	2,910円	970円
一般・学生	4,890円	4,890円	4,890円	1,630円
高齢者	2,910円	2,910円	2,910円	970円

(2) 個人練習の利用料金

区分	基準額			
	9時～12時	12時～15時	15時～18時	時間外（1時間につき）
児童・生徒	120円	120円	120円	40円
一般・学生	240円	240円	240円	80円
高齢者	120円	120円	120円	40円

別表第2の備考1中「9時前」を「自転車競技場については9時前と18時後に施設を利用する場合をいい、自転車競技場以外のスポーツ施設については9時前」に改める。

別表第2の備考に次のように加える。

- 5 屋外照明（奥武山庭球場の屋外照明を除く。）及び照明設備は、専用利用に限り利用料金を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

（沖縄県都市公園条例の一部改正）

- 3 沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第20条の2第1項中「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例」を「沖縄県スポーツ施設の設置及び管理に関する条例」に改め、同項第2号中「奥武山公園及び奥武山総合運動場指定管理者制度運用委員会」を「奥武山公園及びスポーツ施設指定管理者制度運用委員会」に改める。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

奥武山陸上競技場、奥武山補助競技場、奥武山庭球場、奥武山水泳プール、武道館、奥武山弓道場、糸満球技場及びライフル射撃場の利用料金の基準額を改め、自転車競技場を対象施設として定める等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例 の一部を改正する条例

沖縄県警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は夏服スカート」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

警察法施行令等の一部が改正され、警察庁の警察官等に対するスカートの支給が廃止されたことを踏まえ、県の警察官及び交通巡視員に対する被服の支給に係る規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

工事請負契約について

本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備）について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,408,000,000円
- 4 契約の相手方 那覇市字天久1122番地
株式会社東洋設備・株式会社和高建設工業・株式会社大川工業特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社東洋設備 代表取締役 仲座正
株式会社和高建設工業 代表取締役 喜屋武護
株式会社大川工業 代表取締役 大宜見正

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

本庁舎（行政棟）改修工事（熱源設備）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第9号議案

工事請負契約について

国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）
- 2 契約金額 変更前 351,670,000円
変更後 618,910,600円
- 3 契約の相手方 那覇市東町16番9号
株式会社大寛組・有限会社富島建設特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社大寛組 代表取締役 大濱均
有限会社富島建設 代表取締役 安富勝

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

先に締結した国道449号災害復旧工事（令和5年災1号）請負契約について、設計の一部変更に伴い契約金額を変更するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第1条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

通信線損傷事故に関する和解等について

通信線損傷事故に関する和解及び損害賠償の額について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 故 名 職員の公務執行中における通信線損傷事故
- 2 当 事 者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 N T T 西日本株式会社
- 3 事故発生年月日 令和7年1月16日
- 4 事故発生場所 浦添市牧港二丁目51番3号先県道153号線上
- 5 損害賠償額 234,506円
- 6 和解内容 別紙のとおり

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

通信線損傷事故について和解をし、及び損害賠償の額を定めるためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

甲 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県

乙 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 NTT西日本株式会社

上記当事者間において、職員の公務執行中における通信線損傷事故について、次のとおり和解する。

- 1 甲は、本件事故に関して過失があったことを認め、本件事故による一切の損害賠償金として、乙に対し総額234,506円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、甲が支払うべき前項の損害賠償金が賠償責任保険により既に乙に対し支払われたことを認める。
- 3 甲と乙は、本件事故に関し、以上に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを確認する。

県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

事業名	関係市町村名	地区名 (工 種)	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合(%)
水利施設整備事業	伊平屋村	伊平屋北部2期 (畑地かんがい) 農家負担対象外	5,000,000	225,000	4.50
			5,000,000	225,000	
			5,000,000	225,000	
	伊是名村	伊是名東部第2 (畑地かんがい) 農家負担対象外	230,000,000	10,350,000	4.50
			230,000,000	10,350,000	
			230,000,000	10,350,000	
		伊是名中部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	50,000,000	2,250,000	4.50
			50,000,000	2,250,000	
			50,000,000	2,250,000	
	伊江村	伊江東部 (畑地かんがい) 農家負担対象外	30,000,000	1,350,000	4.50
			30,000,000	1,350,000	
			30,000,000	1,350,000	
		ミースィ・唐小堀 (畑地かんがい) 農家負担対象外	210,000,000	9,450,000	4.50
			210,000,000	9,450,000	
			210,000,000	9,450,000	
		真謝・真西 (畑地かんがい) 農家負担対象外	110,000,000	4,950,000	4.50
			110,000,000	4,950,000	
		伊江西部 (畑地かんがい)	40,000,000	1,800,000	
			40,000,000	1,800,000	

	農家負担対象外	40,000,000	1,800,000	4.50
うるま市	津 堅 (畑地かんがい) 農家負担対象外	166,635,000 166,635,000 166,635,000	7,498,575 7,498,575 7,498,575	4.50
南 城 市	中 山 ・ 志 堅 原 (畑地かんがい) 農 家 負 担 対 象 農家負担対象外	216,000,000 216,000,000 30,000,000 186,000,000	18,090,000 18,090,000 1,350,000 16,740,000	4.50 9.00
	雄 樋 川 2 期 (畑地かんがい) 農 家 負 担 対 象 農家負担対象外	175,000,000 175,000,000 0 175,000,000	15,750,000 15,750,000 0 15,750,000	4.50 9.00
糸 満 市	真 壁 南 (畑地かんがい) 農家負担対象外	254,958,000 254,958,000 254,958,000	22,946,220 22,946,220 22,946,220	9.00
久米島町	銭 田 (畑地かんがい) 農家負担対象外	51,000,000 51,000,000 51,000,000	2,295,000 2,295,000 2,295,000	4.50
北大東村	幕 内 3 期 (畑地かんがい) 農 家 負 担 対 象 農家負担対象外	0 0 0 0	0 0 0 0	2.50 4.50
	南 振 (畑地かんがい) 農 家 負 担 対 象 農家負担対象外	0 0 0 0	0 0 0 0	2.50 4.50
南大東村	旧 東 第 2 (畑地かんがい) 農 家 負 担 対 象 農家負担対象外	40,000,000 40,000,000 0 40,000,000	1,800,000 1,800,000 0 1,800,000	4.50
	旧 東 第 3	340,000,000	15,300,000	

	(畑地かんがい)	340,000,000	15,300,000	
	農家負担対象	0	0	
	農家負担対象外	340,000,000	15,300,000	4.50
	城間第2	161,000,000	7,245,000	
	(畑地かんがい)	161,000,000	7,245,000	
	農家負担対象	0	0	
	農家負担対象外	161,000,000	7,245,000	4.50
宮古島市	西中底原	140,000,000	5,680,000	
	(畑地かんがい)	138,000,000	5,610,000	
	農家負担対象	30,000,000	750,000	2.50
	農家負担対象外	108,000,000	4,860,000	4.50
	(区画整理)	2,000,000	70,000	
	農家負担対象	2,000,000	70,000	3.50
	下南	10,000,000	450,000	
	(畑地かんがい)	10,000,000	450,000	
	農家負担対象	0	0	2.50
	農家負担対象外	10,000,000	450,000	4.50
	真良瀬嶺	66,000,000	2,370,000	
	(畑地かんがい)	66,000,000	2,370,000	
	農家負担対象	30,000,000	750,000	2.50
	農家負担対象外	36,000,000	1,620,000	4.50
	魚口	2,000,000	90,000	
	(畑地かんがい)	2,000,000	90,000	
	農家負担対象	0	0	2.50
	農家負担対象外	2,000,000	90,000	4.50
	前原	60,000,000	2,700,000	
	(畑地かんがい)	60,000,000	2,700,000	
	農家負担対象	0	0	2.50
	農家負担対象外	60,000,000	2,700,000	4.50
石垣市	大座	66,813,000	3,006,585	
	(畑地かんがい)	66,813,000	3,006,585	
	農家負担対象外	66,813,000	3,006,585	4.50

		大 浜	10,000,000	450,000	4.50
		(畑地かんがい)	10,000,000	450,000	
		農家負担対象外	10,000,000	450,000	
		大 里 ・ 星 野	50,000,000	2,250,000	4.50
		(畑地かんがい)	50,000,000	2,250,000	
		農家負担対象外	50,000,000	2,250,000	
		磯 辺 第 1	100,000,000	4,500,000	4.50
		(畑地かんがい)	100,000,000	4,500,000	
		農家負担対象外	100,000,000	4,500,000	
	竹 富 町	上 原 1 期	100,000,000	4,500,000	4.50
		(畑地かんがい)	100,000,000	4,500,000	
		農家負担対象外	100,000,000	4,500,000	
合 計			2,684,406,000	147,296,380	
農地整備事業	伊 江 村	ミナト・ヨサシ原	10,000,000	850,000	8.50
		(区 画 整 理)	10,000,000	850,000	
		農家負担対象外	10,000,000	850,000	
	読 谷 村	瀬 名 波	352,000,000	31,680,000	9.00
		(区 画 整 理)	352,000,000	31,680,000	
		農 家 負 担 対 象	352,000,000	31,680,000	
		(畑地かんがい)	0	0	
	南 城 市	吉 富	162,800,000	17,094,000	10.50
		(畑地かんがい)	162,800,000	17,094,000	
		農 家 負 担 対 象	0	0	
		農家負担対象外	162,800,000	17,094,000	
	糸 満 市	(農 道)	0	0	10.50
		農家負担対象外	0	0	
		喜 屋 武 第 3	13,000,000	981,500	7.55
		(区 画 整 理)	13,000,000	981,500	
		農 家 負 担 対 象	13,000,000	981,500	
		(畑地かんがい)	0	0	
		農家負担対象外	0	0	10.50

		福 地 第 1 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象 (畑地かんがい) 農家負担対象外	99,000,000 99,000,000 99,000,000 0 0	7,474,500 7,474,500 7,474,500 0 0	7.55 10.50
		真 壁 東 第 2 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象 (畑地かんがい) 農家負担対象外	220,000,000 220,000,000 220,000,000 0 0	16,610,000 16,610,000 16,610,000 0 0	7.55 10.50
		宇 江 城 第 1 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象 (畑地かんがい) 農家負担対象外	40,000,000 40,000,000 40,000,000 0 0	3,020,000 3,020,000 3,020,000 0 0	7.55 10.50
	宮古島市	下 南 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象	4,794,000 4,794,000 4,794,000	359,550 359,550 359,550	7.50
		真 良 瀬 嶺 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象	4,000,000 4,000,000 4,000,000	300,000 300,000 300,000	7.50
		前 原 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象	4,000,000 4,000,000 4,000,000	300,000 300,000 300,000	7.50
		上 区 東 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象	108,000,000 108,000,000 108,000,000	8,100,000 8,100,000 8,100,000	7.50
		佐 事 川 (区 画 整 理) 農 家 負 担 対 象	149,000,000 149,000,000 149,000,000	11,175,000 11,175,000 11,175,000	7.50
		西 原 第 4	113,000,000	8,475,000	

	(区画整理)	113,000,000	8,475,000	7.50
	農家負担対象	113,000,000	8,475,000	
	宮 積	243,000,000	18,225,000	7.50
	(区画整理)	243,000,000	18,225,000	
	農家負担対象	243,000,000	18,225,000	
	長 北	252,000,000	18,900,000	7.50
	(区画整理)	252,000,000	18,900,000	
	農家負担対象	252,000,000	18,900,000	
	ツ シ フ グ	112,000,000	8,400,000	7.50
	(区画整理)	112,000,000	8,400,000	
	農家負担対象	112,000,000	8,400,000	
	高 阿 良 後	152,000,000	11,400,000	7.50
	(区画整理)	152,000,000	11,400,000	
	農家負担対象	152,000,000	11,400,000	
	屋 敷 原	30,000,000	2,250,000	7.50
	(区画整理)	30,000,000	2,250,000	
	農家負担対象	30,000,000	2,250,000	
	稲 福	40,000,000	3,000,000	7.50
	(区画整理)	40,000,000	3,000,000	
	農家負担対象	40,000,000	3,000,000	
	瓦 原	40,000,000	3,000,000	7.50
	(区画整理)	40,000,000	3,000,000	
	農家負担対象	40,000,000	3,000,000	
	皆 福 東	40,000,000	3,000,000	7.50
	(区画整理)	40,000,000	3,000,000	
	農家負担対象	40,000,000	3,000,000	
	下 南 最 寄	40,000,000	3,000,000	7.50
	(区画整理)	40,000,000	3,000,000	
	農家負担対象	40,000,000	3,000,000	
多良間村	種 子 川	132,000,000	10,560,000	

		(区画整理) 農家負担対象	132,000,000 132,000,000	10,560,000 10,560,000	8.00
		安嘉応原 (区画整理) 農家負担対象	112,000,000 112,000,000 112,000,000	8,960,000 8,960,000 8,960,000	8.00
	石垣市	大座 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	10,000,000 10,000,000 10,000,000 0	450,000 450,000 450,000 0	4.50 8.50
		伊野田北 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	194,066,000 194,066,000 194,066,000 0	12,614,290 12,614,290 12,614,290 0	6.50 8.50
		伊野田中 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	116,000,000 116,000,000 116,000,000 0	7,540,000 7,540,000 7,540,000 0	6.50 8.50
	竹富町	南風田 (区画整理) 農家負担対象 農家負担対象外	129,000,000 129,000,000 129,000,000 0	7,095,000 7,095,000 7,095,000 0	5.50 8.50
	与那国町	南帆安 (区画整理) 農家負担対象外 (水田かんがい) 農家負担対象外	40,000,000 40,000,000 40,000,000 0 0	3,400,000 3,400,000 3,400,000 0 0	8.50 8.50
	合 計		2,961,660,000	228,213,840	
農地保全整備 事業	南大東村	旧幕下第5 (農地侵食防止) 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象	54,400,000 17,000,000 17,000,000 37,400,000 37,400,000	2,346,000 850,000 850,000 1,496,000 1,496,000	5.00 4.00

		農家負担対象外	0	0	8.50
	石垣市	川原 (農地侵食防止) 農家負担対象外 (畑地かんがい) 農家負担対象外	177,000,000	8,380,000	5.00
			83,000,000	4,150,000	
			83,000,000	4,150,000	
			94,000,000	4,230,000	
			94,000,000	4,230,000	
		星野 (農地侵食防止) 農家負担対象外 (区画整理) 農家負担対象外	123,000,000	9,279,000	5.00
			33,600,000	1,680,000	
			33,600,000	1,680,000	
			89,400,000	7,599,000	
			89,400,000	7,599,000	
		大里 (農地侵食防止) 農家負担対象外	3,719,000	185,950	5.00
			3,719,000	185,950	
			3,719,000	185,950	
		合 計		358,119,000	20,190,950
ため池等整備事業	名護市	真喜屋 (土砂崩壊防止) 農家負担対象外	103,663,000	8,293,040	8.00
			103,663,000	8,293,040	
			103,663,000	8,293,040	
合 計		103,663,000	8,293,040		
農業基盤整備促進事業	大宜味村	押川 (農業用排水路) 農家負担対象外	75,000,000	6,750,000	9.00
			75,000,000	6,750,000	
			75,000,000	6,750,000	
	合 計		75,000,000	6,750,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。					

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県営土地改良事業に要する費用に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

県が行う建設事業の執行に伴う負担金の徴収について

県が行う建設事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する経費の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定により議会の議決を求める。

事業名	関係市町村名	地区名	事業費 (円)	負担金 (円)	事業費に対する負担金の割合(%)
農地整備事業	北大東村	大 池	30,000,000	2,550,000	8.50
		黒 部 ・ 見 張	12,000,000	1,020,000	8.50
		沖 上	20,000,000	1,700,000	8.50
	合 計		62,000,000	5,270,000	
水利施設整備事業	うるま市	本 島 中 部 第 1	16,500,000	1,485,000	9.00
	読 谷 村	本 島 中 部 第 1	153,500,000	13,815,000	9.00
	久米島町	具 志 川 南 部	181,000,000	16,290,000	9.00
	石 垣 市	大 浦 川	80,000,000	2,000,000	2.50
	合 計		431,000,000	33,590,000	
水質保全対策事業	大宜味村	大 保	93,976,000	11,747,000	12.50
	名 護 市	屋 我 地 西 部	21,000,000	1,890,000	9.00
	宜野座村	宜 野 座 村 第 6	44,728,000	5,591,000	12.50
	伊是名村	伊 是 名 村 第 2	34,340,000	3,434,000	10.00

	糸 満 市	糸 満 市 第 4	134, 000, 000	16, 750, 000	12. 50
	石 垣 市	新 川 第 4	40, 620, 000	4, 062, 000	10. 00
	合 計		368, 664, 000	43, 474, 000	
通作条件整備事業	石 垣 市	石 垣 2 期	51, 000, 000	2, 550, 000	5. 00
	合 計		51, 000, 000	2, 550, 000	
農業基盤整備促進事業	うるま市	伊 計 第 1	102, 510, 000	7, 688, 250	7. 50
	読 谷 村	読 谷 第 1	10, 000, 000	1, 000, 000	10. 00
	合 計		112, 510, 000	8, 688, 250	
農業水路等長寿命化・防災減災事業	伊 江 村	寺 前	10, 000, 000	900, 000	9. 00
	うるま市	本 島 中 部 第 3	67, 200, 000	6, 048, 000	9. 00
		与 勝 第 1	43, 100, 000	3, 232, 500	7. 50
	南 城 市	仲 程	74, 682, 000	6, 721, 380	9. 00
	南大東村	幕 上 東	140, 000, 000	12, 600, 000	9. 00
	久米島町	カ ン ジ ン	21, 000, 000	1, 575, 000	7. 50
	合 計		355, 982, 000	31, 076, 880	
	地域水産物供給基盤整備事業	伊是名村	伊 是 名	148, 114, 000	14, 012, 000
伊是名村負担対象			140, 114, 000	14, 012, 000	
伊是名村負担対象外			8, 000, 000	0	
合 計		148, 114, 000	14, 012, 000		
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。					

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

県が行う建設事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

令和6年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和6年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和6年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金34,464,507円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

令和6年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

沖縄県土地利用審査会委員の任命について

下記の者を沖縄県土地利用審査会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 坂 本 恵 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 西 川 英 之

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 砂 川 かおり

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 小 野 尋 子

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 具志堅 道 男

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 谷 口 真 吾

生年月日 [REDACTED]

住 所 [REDACTED]

氏 名 仲 座 克 啓

生年月日 [REDACTED]

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

土地利用審査会委員 7 人が令和 7 年 10 月 31 日に任期満了するので、その後任を任命するため、国土利用計画法第 39 条第 4 項の規定により議会の同意を得る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第 1 号

令和 6 年度沖縄県一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和 6 年度沖縄県一般会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 2 号

令和 6 年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和 6 年度沖縄県農業改良資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 3 号

令和 6 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 6 年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 4 号

令和 6 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和 6 年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 5 号

令和 6 年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和 6 年度沖縄県下地島空港特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 6 号

令和 6 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 3 項の規定により、令和 6 年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 7 号

令和 6 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和 6 年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 8 号

令和 6 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和 6 年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第 9 号

令和 6 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和 6 年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 10 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第10号

令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第12号

令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算 の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第14号

令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県産業振興基金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおりに議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第17号

令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県駐車場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県公債管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第20号

令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第21号

令和6年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度沖縄県病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和6年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度沖縄県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第23号

令和6年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

認定第24号

令和6年度沖縄県流域下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度沖縄県流域下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和7年9月10日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

